

日系アメリカ人の「ローカル」 アイデンティティをめぐって—考察— —— Rice 対 Cayetano 裁判と多文化社会ハワイ ——

宮崎 江里香

1. はじめに

現代において、文化、歴史を異にする多様な集団が共存する多文化社会は世界の多くの地域に存在する。移民の世代交代が進んだ戦後のハワイ¹では、日系、中国系などコケージャン以外のエスニック集団も社会進出を果たし、アメリカ合衆国本土や他の地域と比較して多様な集団が平和に共存する多文化モデルとしてしばしば言及されてきた。しかしながら、ハワイ先住民主権回復運動は、従来の多文化モデルのイメージに異議を唱えるものとなっている。アメリカ合衆国による先住民の王朝転覆の問題を明らかにしたハワイ先住民主権回復運動は、ハワイ社会に論争を引き起こしているのである。1960年代のアメリカ本土の先住民運動や公民権運動の潮流は、ハワイ先住民の民族文化とアイデンティティに対する自覚を呼び覚まし、ハワイ語教育、フラ、伝統工芸など幅広い分野での文化活動へと導いた。そしてこの先住民運動の進展により、先住民の主権を主張する様々な民間組織が形成された。ハワイ先住民主権回復運動は、ハワイの先住民としての自治や独立を求める先住民組織による運動であり、彼らはハワイ王朝転覆やハワイ併合に対するアメリカ合衆国の補償を求めている。² ハワイ先住民活動家 Haunani-Kay Trask は、アメリカを「外国の植民地主義国家 (the foreign colonial country)」と呼び、ハワイ先住民に対するアメリカの支配が現在まで継続して続いていることを批判する (*Native Daughter* 3)。

本稿は、ハワイ先住民のみに与えられる権利の是非をめぐって争われた2000年のRice対Cayetano裁判(以下Rice裁判とする)最高裁判決に対する日系アメリカ人4世の認識を、筆者が行った質問調査を基に検証するものである。日系アメリカ人4世は、「日系」としてのアイデンティティを重視する傾向の強い日系アメリカ人2世や3世(祖父母や親の世代)とは異なり、「ローカル」アイ

デンティティを重要視する世代である。³ 本稿においては、日系アメリカ人 4 世に浸透するこの「ローカル」の概念が、移民の子孫と先住民の間の境界を曖昧にし、ハワイ先住民に限定して与えられる自治に準ずる権利を否定するものになっていることを指摘したい。

日系アメリカ人についての従来の研究では、日系人に対する排斥やアメリカナイズーションなどに焦点をあてた研究の蓄積が見られる一方で、多文化社会という枠組みの中での他の集団との関係を論じる研究が比較的少なく、先住民運動との関わりで論じられることもほとんどなかった。⁴ また、ハワイの先住民問題についての先行研究では、植民地化された先住民と支配者層コケージャンやアメリカ合衆国という国家との関係に絞り植民地主義を批判的に論ずる研究が主流であり、移民の子孫である日系アメリカ人との関係から論じられることはほとんどなかった。⁵ 1868 年に日本人が移民としてハワイに渡ってから現代までの間に、世代交代を経た日系アメリカ人コミュニティを取り巻く社会は大きく変化した。コケージャンを優位としハワイ先住民やアジア系移民を底辺とするヒエラルキー社会のプランテーション労働者であった日系アメリカ人は、戦後日系人初の上院議員や知事誕生に象徴されるような社会的地位の上昇を遂げた。ハワイのマジョリティ集団の一つとして、⁶ また経済的にも政治的にも大きな力を有する日系アメリカ人の反応はハワイ先住民問題の行方に大きな影響を及ぼすと考えられる。本稿は、先住民問題を、世代交代を重ねた移民の子孫である日系アメリカ人 4 世の認識を通して検証することで、先住民運動や、文化や歴史を異にする多様な集団の共生の問題についてより多角的に考察することを目指すものである。

2 . Rice 対 Cayetano 裁判判決

Rice 裁判で問題とされたのは、OHA (Office of Hawaiian Affairs)⁷ 理事の投票権をめぐる規定であり、ハワイ先住民に限定して与えられる権利を認めるべきかどうか争点となった。OHA は、先住民運動の高揚を受け、ハワイ先住民の状況の改善を目的とし先住民の福利にあたる専門の部局として 1978 年に設けられた州政府の機関である。教育、犯罪、雇用などに関するハワイのエスニシティ別統計は、ハワイ先住民が依然としてハワイの最下層にあることを示している。例えば、*The State of Hawaii Data Book 2000*, Table 12.05 によれば、2000 年のハワイの失業率は全体で 4.3%であり、日系アメリカ人が 1.5%で最も失業

率が低いのに対し、先住民は 6.7% と高い数値となっている。

OHA は 9 人の理事会によって運営され、州法 (Haw. Const. Art. X Sec. 5) には、その理事は 1778 年にハワイ諸島に居住していた先住民の子孫により選出されるべきであるという規定がある。ハワイ王朝転覆により自己統治の政体を奪われたハワイ先住民のみに与えられる権利の一環として設けられたこの規定が、後に論争の火種となる。1996 年、OHA の投票権をハワイ先住民に限定するという規定に対し、ハワイ先住民に対する不当な優遇政策であるとして 1 人のコケージャンが異議申し立てをしたのである。

Rice 裁判の原告 Harold Rice はハワイ州の住民であるが、19 世紀に宣教師としてハワイに渡ったコケージャンの子孫であるために、1996 年の OHA の理事選挙において有権者登録を拒否された。これに対し Rice は異議を訴え、OHA の規定が合衆国憲法第 14 および第 15 修正条項に違反し無効であるとして、州知事 Benjamin Cayetano を相手取り提訴した。最終的に、2000 年の合衆国最高裁は、「ハワイ州による原告の選挙権の否定は、憲法修正第 15 条の明らかな侵害である」という判決を下した。⁸すなわち、最高裁判決は、公的選挙での人種差別を禁じた合衆国憲法修正条項を適用し、OHA の選挙権の規定を違憲として明示したのである。法廷において、この多数派意見に異議を唱えたのが Steven 判事であった。Steven 判事は、法廷意見が人種差別についての一般論に終始し、ハワイ先住民の歴史に対する考慮を回避していると指摘した。⁹

本判決は、ハワイ先住民に関する初めての合衆国最高裁判決として注目された。¹⁰法学者 Gavin Clarkson は、実質的に先住民としての主権が認められるべきハワイ先住民が合衆国の先住民法制的枠外に置かれてきたという点に着目し、ハワイ先住民は主権を奪われた被害者であると論じた。また、社会学者 Eric K. Yamamoto と Chris Iijima は、本判決がハワイ先住民問題に対して重大な誤りを犯していると指摘した上で、歪められた歴史に基づく本判決文にアメリカ植民地主義の歴史についての記述が欠けている点を批判した。そして、ハワイ、フィリピン、プエルトリコなどにおいてアメリカ合衆国は植民地主義政策を行ってきたのにもかかわらず、判決においては、その植民地主義に基づく歴史の枠組みが排除され、その結果として先住民の主権を奪われたハワイ先住民に対する補償としての OHA という位置付けが回避されていることを指摘した。

判決翌日、2000 年 2 月 24 日付けのハワイの主流新聞 *Honolulu Advertiser* には、様々な弁護士の議論が掲載された。元弁護士 William Burgess は、「政府は一部

の市民に対する人種的差別を行うべきものではない」として判決支持を表明した。裁判支持の意見に対し、Native Hawaiian Legal Corporation の弁護士 Arnorld Lum は、「判事の多数派が歴史を無視していることに失望した」として判決に異議を唱えた（“Justice” A2）。

また、「日系人の視点からの報道」（白水 13-14）を行う新聞 *Hawai'i Herald: Hawai'i's Japanese American Journal*¹¹ の社説は、Rice 裁判判決に対して一貫して異議を表明した。2000 年 3 月 3 日付けの *Hawai'i Herald* には次のような社説が掲載された。

日系アメリカ人コミュニティは、判決がいつも正しいとは限らないし、不正な判決が下されることがあるという事実特に敏感でなければならない。我々の歴史を振り返れば、合衆国の裁判所は、第二次世界大戦中に人種に基づく日系アメリカ人の排除や強制収容を認めた経緯がある。日系アメリカ人の強制収容は、市民の自由を奪ったものとして広く認知されている。（Hoshijo A8）

Rice 裁判判決に対して異議を唱えるこの社説には、第二次世界大戦中に日系アメリカ人が経験した強制収容に対する裁判¹²と Rice 裁判を対比しながら、日系アメリカ人コミュニティに先住民の権利に対する支持を訴えるという構図が見られる。また、2000 年 12 月 15 日付けの *Hawai'i Herald* においても、判決に対して異議を唱える次の社説が掲載された。

日系人は人種差別を受けながらもリドレス（補償）を最終的に手にした。その一方で、ハワイ先住民は、彼らのリドレスを「人種差別」と呼ぶ判決による挑戦を受けている。ハワイ先住民は、ただ彼ら自身の政治運営力の損失に対する正義を求めている。先住民は 1893 年の王朝転覆により独立国家を失ったのである。（Murakami A3）

第二次世界大戦中に強制収容という差別を経験した日系アメリカ人コミュニティは、戦後、その補償を求めるリドレス運動を展開した。そして、1988 年の「市民的自由法」の成立により、強制収容に対するアメリカ政府の公式謝罪と生存する被収容者への補償を獲得した。一方で、1893 年にハワイ王朝を転覆され、その後の同化政策の下でアメリカ合衆国に組み込まれてきた先住民は現在もお「リドレス」を求め続けている。社説はこの矛盾を強調しながら、ハワイ先住民がリドレスを与えられるべき存在であることを訴えているのである。

以上のように、*Hawai'i Herald* の社説は、OHA の規定を違憲とした Rice 裁判判決に対する強い異議を唱え、日系コミュニティに対し先住民に限定して与えられる権利を支持するよう訴えている。しかしながら、筆者が日系アメリカ人 4 世に対して実施した質問調査においては、彼らは本判決を支持する傾向を示したのである。

3. 「ローカル」アイデンティティをめぐる日系 4 世の認識

筆者が行った質問調査によれば、本判決に対し一部には不支持の意見があったものの、その多くは本判決を支持し、OHA の投票権をハワイ先住民に限定すべきではないと主張した。¹³ここで注目すべきは、彼らが本判決を支持する核になる理由として、ハワイの「ローカル」の概念を挙げていることである。例えば、ある日系 4 世は、「ハワイについてよく理解しているローカル全員に対して投票権を与えるべきであると思います。ここは我々が住んでいる土地なのだから。」と述べた。また、別の日系 4 世は、判決を支持する理由として次のように語った。

先住民の主権回復運動はハワイを民族的に分裂させるものであると思います。私たちはローカルです。私たちは一つの文化的メルティングポットであって、いかなる特定のエスニック集団にも特惠を与えるべきではないと信じています。

ここで、この「ローカル」という概念がハワイにおいてどのように形成されてきたのかについて述べる。Jonathan Okamura は、「ローカル」の出現として第二次世界大戦前のプランテーションにおける「社会構造」すなわちハワイ内の「アウトサイダー」の存在の重要性を指摘する（“Aloha” 127）。当時は、支配者層コケージャンの農場主に対して、フィリピン系、日系、中国系、プエルトリコ系、韓国系などの移民集団と先住民はプランテーション労働者として下位階層を共有しており、この階層の共有が、移民集団に初めて共通の従属的立場の自覚をもたらした（“Why” 3）。その結果として、ハワイ内の「アウトサイダー」であった支配層のコケージャンを除き、ハワイで生まれ育った下位集団としての移民や先住民集団は、親の出身国や文化の違いを超えて「ローカル」としてのアイデンティティを共有していくことになった。

このように、かつては日系もハワイ先住民もハワイ社会の中で「ローカル」

として下位階層を形成していたが、1960年代以降、「ローカル」は、それまで「アウトサイダー」とされていたハワイ生まれのコケージャンをも包括して用いられるようになっていく。Okamura は、この変化をもたらした新たな「外圧」として、1966年のアメリカの移民法改正により急増したアジアや太平洋諸島からの新移民の存在、観光産業の急成長、アメリカ本土からの土地開発業者や多国籍企業の流入を挙げ、次のように述べている（“Aloha” 130-132）。

ハワイの将来に害をもたらすものとして認知されたこれらの社会的、経済的外圧の結果として、ローカルの概念は、ハワイに生まれ育つこと以上の意味を実質的に帯びるようになっていった。ローカルはハワイの人々の共通のアイデンティティを表すようになってきたのである。（“Aloha” 131）

Eric Yamamoto も、Okamura と同様、社会構造の変化とハワイに対する新たな「外圧」によるハワイ支配への懸念によって「ローカル」アイデンティティが共有されていったと指摘している（106）。また、1997年12月28日に掲載された *Honolulu Advertiser* の記事“Local Identity Is Important in Hawaii”において、Sondra Dockham-Leong は、「近年（1）観光業の発展、（2）社会的、経済的支配力を備えた日本人による多額の投資に直面して、『ローカル』アイデンティティは保たれてきた」と指摘している（E7）。

Okamura、Yamamoto、そして Dockham-Leong が論じているように、「ローカル」アイデンティティは、1960年代から現代にいたるまで外圧に対抗してハワイコミュニティの支配を維持しようとする人々の共通のアイデンティティとなった。また、矢口祐人は、現代の日系4世はハワイに住む他の集団とも言語や生活スタイルに大きな差がなく、エスニシティの異なる集団と結婚する「外婚」の率が非常に高いという状況の中で、ハワイの中にある独特の表現や慣習を共有する「ローカル」であることが重要視されていると指摘している（60）。

以上、ハワイの「ローカル」アイデンティティの形成過程を概観した上で、筆者の質問調査において日系4世が「ローカル」をどのように認知しているかについて検証していく。例えば、ある4世は「ローカル」の定義について、「ローカルは何世代もこの島々で生まれ育ってきた人々を指すと考えます。」と述べた。また別の4世は「新移民は明らかにローカルには含まれません。私にとってローカルとは、ハワイ独特の文化的特長を共有し長い間ハワイに住んできた人々を意味します。」と述べた。このように、質問調査においては、彼らが、ハ

ワイで生まれ育った人々、または、ハワイ特有の慣習や文化を十分理解し共有している長期居住者を「ローカル」として捉える傾向が示された。Sondra Dockham-Leong は、「ローカル」アイデンティティを「相対的なカテゴリー」であるとした上で、その排他性を強調する。

「ローカル」とは相対的なカテゴリーである。「ローカル」は非常に排他的なもので、集団間に社会的な境界を創出し、またその境界に固執するものである。「ローカル」の人々の多くは、彼らがハワイの支配力を喪失したと感じるようになった。そして、このことは、「彼ら（外国人やアメリカ本土の人々）」に対するものとして「我々（ローカル）」を団結させることになったのである。（E7）

つまり Dockham-Leong は、「ローカル」の概念に、「ローカル」である「我々」と、外国人や本土出身の「彼ら」という明確な境界を導く排他性があるというのである。

しかしながら、本稿が注目するのは、「ローカル」の持つ排他性よりもむしろ、ハワイ内の多様なエスニシティの境界の曖昧性である。つまり、「ローカル」という概念の機能は、先住民と移民の子孫との差異をも曖昧にするという点である。筆者の質問調査においても、日系4世は、自分に最もあてはまるアイデンティティとして「日系」よりも「ローカル」を強調し、すなわち彼らがエスニシティに基づく帰属意識よりも、「ローカル」という地域の帰属意識をより強く持つという傾向が顕著に見られた。例えば、ある日系4世は、「Japanese、Chinese、Hawaiian」という言葉は、エスニシティについての国勢調査の時にしか用いないし、「通常は自分が日系であるとは特に意識しない」と述べている。

さらに、質問調査において、多くの日系4世が「ローカル」間の親和的な関係の重要性について言及したことを強調しておきたい。ある日系4世は、自分が「ローカル」であることに誇りを感じており、その理由について「ハワイはいかなる人種やエスニシティも抜き出ることのない多文化的楽園」と述べている。そして、OHAの投票権を先住民に限定することは「ローカルの間の親和的なエスニック関係を壊すもの」とであると言う。これらの言説は、彼らがハワイの親和的なエスニック関係の象徴として「ローカル」を捉えていることを示唆している。このような肯定的な「ローカル」観に対して、先住民運動活動家 Haunani-Kay Trask はその否定的な面を強調している。Trask は、ハワイ先

住民とアジア系の境界が曖昧になっていることを指摘し次のように述べる。

アジア系入植者の子孫の人口は、我々（先住民）をはるかに超え、彼らは自らを「ローカル」と称している。彼らは、ハワイを彼ら自身のものであると主張し、先住民の歴史を無視し、また彼らが先住民に対する奪取に関わってきたという事実を無視している。（“Settlers” 2）

この Trask の指摘に見られるように、親和的なエスニック関係の象徴となっている「ローカル」の概念は、同時にエスニシティの差異を曖昧にし、さらにハワイ先住民とそれ以外の移民の子孫との境界線をも曖昧にしていることが指摘できるのである。

4. 「民族マイノリティ」と「エスニック集団」の差異

カナダの政治学者 Will Kymlicka は、*Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights* においてマイノリティの権利をめぐる自由主義の議論を展開し、次のように述べている。

南北アメリカの大多数の国々は、世界の大多数の国がそうであるように、多民族国家であると同時に多数エスニック国家である。しかし、ごく一部の国を除けば、この事実をすすんで認めようとする国は、ほんのわずかしかない。アメリカ合衆国では、この国が多数エスニック国家であることは広く認められているが、この国が同時に多民族国家であり、民族的マイノリティは文化的権利や自治についての特別な要求を行うことができるという事実は、なかなか受け入れられていない。¹⁴（22）

Kymlicka の主張で重要な点は、彼が西洋自由主義国家の様々なマイノリティを「民族マイノリティ（national minorities）」と「エスニック集団（ethnic groups）」という2つのカテゴリーに分類したことである。彼は、この重要な区別が自由主義者の間でこれまで無視されてきたことを批判する。そして、「民族マイノリティ」には個人権とは別の権利が与えられるべきであるにもかかわらず、個人と国家の関係に焦点を当ててきた従来の自由主義者たちの間でその事実が見逃されてきたと指摘する。Kymlicka は、「民族マイノリティ」を「より大きな国家に組み込まれた独自の自己統治の可能性をもつ民族」、「エスニック集団」を「自身の民族的共同体を離れて別の社会に移ってきた移民」と定義する（19）。そして、アメリカ合衆国の「民族マイノリティ」として、ネイティブアメリカ

ン、プエルトリコ人、チカーノ、ハワイ先住民、グアムのチャモロ族や他様々な太平洋諸島民が含まれると主張し(11) そのような「民族マイノリティ」のみが、「自治権 (self-government rights)」を主張でき(27)「エスニック集団」にはその権利が当てはまらないという理論を展開する。¹⁵

Kymlicka の理論を本稿のハワイの事例に適用して、ハワイ先住民と日系アメリカ人 4 世の関係について整理したい。上述したように、Kymlicka はハワイ先住民を、アメリカ本土のネイティブアメリカン同様、「自治権」の与えられるべき「民族マイノリティ」として分類している。また、彼の理論によれば、移民の子孫である日系アメリカ人 4 世は「エスニック集団」として分類されることになり、日系アメリカ人 4 世に浸透した「ローカル」の概念は、「民族マイノリティ」と「エスニック集団」の境界を曖昧にするものであるという指摘ができる。さらに、19 世紀末のハワイ王朝転覆によって独自の政体を奪われたハワイ先住民のみに与えられる権利の一環として設けられた OHA の投票権は、「民族マイノリティ」の「自治権」に準ずるものとして捉えることができる。従って、日系アメリカ人 4 世の持つ「ローカル」という概念自体が、「民族マイノリティ」についての集団別権利の概念と矛盾するものであることが指摘できるのである。

Rice 裁判判決に対する日系アメリカ人 4 世の認識の検討を試みた本研究は、現代の多文化社会において、「民族マイノリティ」の自治に準ずる権利の主張と、多様な「エスニック集団」の平和的共存のバランスを実現することの困難さを浮き彫りにした。ハワイへの移住から激しい排斥運動や強制収容という悲劇的な歴史を経験してきた日系移民も、第二次世界大戦後は社会的地位の上昇を遂げ、ハワイの「ローカル」としてのアイデンティティを重要視する 4 世へと世代交代を重ねてきた。その一方で、ハワイ王朝転覆やその後の同化政策により独自の政体を奪われてきたハワイ先住民は、現代においてもハワイ社会の最下層の一角を成したままである。本稿で述べてきたように、日系アメリカ人 4 世の持つ「ローカル」の概念は、固有の集団のみに特別な権利が享受されることのない「親和的」な共同体としてハワイを捉えるものであり、植民地化されてきたハワイの先住民のみに享受される特別な権利、すなわち OHA の投票権という自治に準ずる権利を否定するというパラドックスをはらむものである。すなわち、1960 年代以降社会的、経済的外圧に対抗する過程で形成され浸透してきたハワイの「ローカル」アイデンティティは、アメリカ合衆国によるハワイの植民地化という外圧に対抗し高揚していった先住民運動と交錯し、両者のベ

クトルのずれが現代のハワイで表面化していることが指摘できよう。ハワイの日系アメリカ人 4 世に浸透した「ローカル」アイデンティティは、多様な集団が平和に共存する多文化社会というイメージとは裏腹に、ハワイ先住民主権回復運動が目指す一つの形態である自治の概念との間に大きな矛盾を呈しているのである。

注

- 1 本稿では慣例に沿って「ハワイ」と表記したが、今日のハワイ州では、本来正しいとされる「ハवाई」「ハヴァイ」という発音を表すため、「オキナ(´)」という記号を組み合わせ、Hawai'i と表記することが奨励されている（矢口 230）。
- 2 Davianna Pomaika'i McGregor は、ハワイ先住民の主権をめぐる様々な主張があることを指摘した上で、基本的には、ネイティブアメリカンのような「国家内国家」としての地位の主張、あるいは、アメリカからの独立の主張に二分されていると述べている（388）。
- 3 筆者は、日系アメリカ人の認識に関する質的研究を行うため、2001 年 8 月と 2002 年 8 月にオアフ島のホノルルでアンケートとインタビューから成る質問調査を実施した。筆者が日系アメリカ人 2 世、3 世、4 世計 56 名に対して実施したアイデンティティに関する質問調査においては、どの世代もローカルアイデンティティを共有しているものの、日系というエスニシティに基づくアイデンティティとローカルアイデンティティのどちらを重要視するかという点については、日系 4 世にローカルアイデンティティの方を重要視するという傾向が顕著に見られ、世代間の差異が確認された。また、矢口祐人も日系アメリカ人 4 世が「ローカル」であることを重要視していると指摘している（60）。本稿は、28 名の日系アメリカ人 4 世に対して行った質問調査結果に焦点を当てるものである。
- 4 日系人に対する排斥やアメリカナイズションを論じた先行研究の例としては、Roland Kotani の *The Japanese in Hawaii: A Century of Struggle*、Dennis Ogawa の *Kodomo No Tame Ni*、Gary Okihira の *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*、Eileen H. Tamura の *Americanization, Acculturation, and Ethnic Identity: The Nisei Generation in Hawaii* などがある。
- 5 ハワイ王朝転覆やアメリカ合衆国によるハワイ併合の問題について論じた先行研究としては、Michael Dougherty の *To Steal a Kingdom: Proving Hawaiian History*、Michael Kioni Dudley と Keoni Kealoha Agard の *A Call for Hawaiian Sovereignty*、Thomas J. Osborne の *Annexation Hawaii: Fighting American Imperialism*、Thurston Twigg-Smith の *Hawaiian Sovereignty: Do the Facts Matter?* などが挙げられる。
- 6 2000 年のハワイ州の統計では、ハワイの日系アメリカ人の人口は 211,364 人であり、これはコケージャン 237,019 人に迫るほどの数値である（*The State of Hawaii Data Book 2000*, Table 1.32.）。
- 7 OHA は予算の決定と執行などで州議会と州知事の規制を受けるが、運営責任は公

- 選の理事に委ねられている。OHA については <http://www.oha.org/> 参照。
- 8 Rice v. Cayetano, 528 U.S. 495 (2000) 参照。9 名の判事の見解はわかれ、判決に賛成 7 名、反対 2 名であった。
- 9 Rice, 528 U.S. at 535 (Stevens, J., dissenting) 参照。
- 10 アメリカ合衆国の先住民法制は、ネイティブアメリカンを準主権国家と認め、連邦法の枠内で立法、司法、行政法を行使しうるものとしているが、ハワイ先住民は合衆国の先住民法制の枠外に置かれてきた。そのような中であって本判決は、ハワイ先住民に関する初めての合衆国最高裁判決であるとともに、合衆国の先住民法一般、およびマイノリティの優遇処置一般に対する近年の合衆国最高裁のスタンスを示すものとして注目された(常本 205)。
- 11 英字紙 *Hawai'i Herald* は、1912 年よりハワイの日本語新聞『布哇報知』を発行してきたハワイ報知社によって 1980 年に創刊された。
- 12 Kiyoshi Hirabayashi v. United States, 320 U.S. 81 (1943) Toyosaburo Korematsu v. United States, 323 U.S. 214 (1944) 参照。
- 13 判決に異議を唱える日系 4 世も皆無ではなく、ある日系 4 世は「アメリカは彼ら(ハワイ先住民)の土地を盗み彼らの政府を破壊した」と指摘し、「アメリカが依然として土地を占領しアメリカの一部にしている」と述べた。
- 14 日本語訳は、ウィル・キムリッカ『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』(晃洋書房、1998 年)を参照した。
- 15 Kymlicka は「自治権 (self-government rights)」「多数エスニック権 (polyethnic rights)」「特別代表権 (special representation rights)」という 3 種類の集団別権利を提唱する。本稿で取り上げた「民族マイノリティ」の「自治権」については、「マイノリティの文化の成員の置かれている不平等な環境を是正し、人生における彼ら本人の選択とは無関係に彼らが文化の市場において構造的不利益を被ることのないようにする」ものであるとしている(113)。「自治権」の具体的な例としては、ネイティブアメリカンの各々の保留地を統治する部族評議會を挙げ、この部族評議會がこれまで連邦政府から保健衛生、教育などかなりの権限を移譲されるようになってきたことを指摘している(30)。

引用文献

- Clarkson, Gavin. "Not Because They Are Brown, but Because of Ea: Why the Good Guys Lost in Rice v. Cayetano, and Why They Didn't Have to Lose." *Michigan Journal of Race and Law* 7.2 (2000): 317-59.
- Dockham-Leong, Sondra. "Local Identity Is Important in Hawaii." *Honolulu Advertiser* 28 Dec. 1997: E7+.
- Dougherty, Michael. *To Steal a Kingdom: Proving Hawaiian History*. Waimanalo: Island Style Press, 1992.
- Dudley, Michael Kioni. *A Call for Hawaiian Sovereignty*. Honolulu: Na Kane O Ka Malo Press, 1993.

- Hoshijo, Bill. "The Shame of the Rice v. Cayetano Decision." *Hawai'i Herald* 3 Mar. 2000: A8+.
- "Justice voices opinions." *Honolulu Advertiser* 24 Feb. 2000: A2+.
- Kotani, Ronald. *The Japanese in Hawaii: A Century of Struggle*. Honolulu: Hawaii Hochi, 1985.
- Kymlicka, Will. *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford: Oxford University Press, 1995.
- McGregor, Davianna Pomaika'i. "Self-Determination and Native Peoples: The Case of Hawaii." *Our History Our Way*. Dubuque: Kendall / Hunt Publishing Company, 1996.
- Murakami, Alan T. "Hawaiians and AJAs: Similar Hurt but Major Difference." *Hawai'i Herald* 15 Dec. 2000: A3+.
- Ogawa, Dennis. *Kodomo No Tame Ni: For the Sake of the Children*. Honolulu: University of Hawaii Press, 1978.
- Okamura, Jonathan Y. "Aloha Kanaka Me Aloha 'Aina: Local Culture and Society in Hawaii." *Amerasia Journal* 7.2 (1980): 119-37.
- . "Why There Are No Asian Americans in Hawai'i: The Continuing Significance of Local Identity." Paper presented at the Ninth National Conference of the Association for Asian American Studies. 1992.
- Okihiro, Gary. *Cane Fires: The Anti-Japanese Movement in Hawaii, 1865-1945*. Philadelphia: Temple University Press, 1991.
- Osborne, Thomas J. *Annexation Hawaii: Fighting American Imperialism*. Waimanalo: Island Style Press, 1998.
- State of Hawai'i Data Book 2000*. 20 August 2002 <<http://www.hawaii.gov/dbedt/db00/>>.
- Tamura, Eileen H. *Americanization, Acculturation, and Ethnic Identity: The Nisei Generation in Hawaii*. Urbana: University of Illinois Press, 1994.
- Trask, Haunani-Kay. *From a Native Daughter: Colonialism and Sovereignty in Hawai'i*. 1993, 2nd ed. Honolulu: University of Hawai'i Press, 1999.
- . "Settlers of Color and 'Immigrant' Hegemony." *Amerasia Journal* 26.2 (2000): 1-24.
- Twigg-Smith, Thurston. *Hawaiian Sovereignty: Do the Facts Matter?* Honolulu: Goodale Publishing, 1998.
- Yamamoto, Eric. "The Significance of Local." *Social Process in Hawaii* 27 (1979): 101-15.
- Yamamoto, Eric, and Chris Iijima. "The Colonizer's Story: The Supreme Court Violates Native Hawaiian Sovereignty Again." *ColorLines* 3.2 (2000). 3 October 2002 <http://www.arc.org/C_Lines/CLArchive/story3_2_01.html>.
- 白水繁彦「多文化状況とエスニック・メディアの送り手—ハワイの日系エスニック英語新聞『Hawaii Herald』をめぐって」『武蔵大学総合研究所紀要』No.11 (2001年) 武蔵大学総合研究所、P1-16.
- 常本照樹「Rice v. Cayetano, 528 U.S. 495, 120 S.Ct. 1044(2000)」『アメリカ法』2001-1 (2001年) 日米法学会、P202-207.
- 矢口祐人『ハワイの歴史と文化』中公新書、2002年.